

平成17年厚岸町議会第3回定例会

平成17年介護保険制度等調査特別委員会会議録

招 集 期 日	平成17年9月30日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成17年9月30日 午後 2時04分
	閉 会	平成17年9月30日 午後 4時55分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐 々 木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○			
以上の結果 出席委員 17名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	特別養護老人	藤田稔
助役	大沼隆	ホーム施設長	
収入役	黒田庄司	デイサービス	藤田稔(兼務)
総務課長	田辺正保	センター施設長	
税財政課長	佐藤悟	監査委員	今村實
まちづくり	福田美樹夫	監査事務局長	松澤武夫
推進課長		教育長	富澤泰
町民課長	久保一将	教委管理課長	米内山法敏
保健介護課長	豊原隆弘	教委指導室長	酒井裕之
福祉課長	松見弘文	教委生涯	柿崎修一
環境政策課長	小島信夫	学習課長	
産業振興課長	大崎広也	教委体育	松浦正之
建設課長	北村誠	振興課長	
病院事務長	斉藤健一	農委事務局長	藤田稔
水道課長	高根行晴		

厚岸町議会第3回定例会議事日程

(17.9.30)

日程	議案番号	件名
		(平成17年介護保険制度等調査特別委員会)

厚岸町議会 平成17年介護保険制度等調査特別委員会会議録

平成17年9月30日

午後2時04分開会

- 委員長（谷口委員） それでは、ただいまから第4回介護保険制度等調査特別委員会を開会いたします。

お諮りいたします。

本委員会に付託されました議案第58号、議案第59号、議案第60号の審査につきましては、議案ごとに質疑を行い採決をし、進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号、議案第59号、議案第60号の審査につきましては、議案ごとに質疑を行い、採決を進めることに決定いたしました。

1番。

- 室崎委員 資料をお願いしたいんです。

それは、実はこの前、厚文で心和園に所管事務調査で行ったときにちょっと話が出まして、そこで説明されたんだけど、全体がよくわからないので、介護保険の委員会ないし本会議で聞くことになるだろうというような話で終わっていた分なんですけど、そういうわけだから担当者の方はよくわかっていると思うので、すぐ出ると思うので、心和園ショートステイ、デイの介護保険関係、それと生きがい何とかというのと、それから配食、それらについての食材費の費用、これが今は業者委託になっていますので、委託前と委託後、それで委託後については、もちろん徴収額とその支払額は同じだと思うのですが、念のため契約額、そして今回の改正によってどう変わるのか、これについての一覧表を出していただきたい。

それで、場合によっては、心和園あたりは食材費じゃなくて食費になってしまうかもしれないので、そういうときは注釈をつけてほしい。それで、もしできればなんですよ、これはすぐ出なければ仕方ないんですが、その委託の場合に食材費として1食これだけ払うというようなことが、根拠としての契約書文言があれば、それも一緒につけていただければ、なおありがたいということです。

- 委員長（谷口委員） 担当課の方、どうでしょうか。

休憩します。

午後2時09分休憩

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。

それでは、さきにお手元に配達されております介護保険制度特別委員会資料の説明をお願いいたします。

保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） それでは、郵送させていただきました介護保険制度等調査特別委員会資料につきまして、順次説明を申し上げたいと存じます。

資料 1 の部分につきましては、今回の介護保険制度等の改正に伴います利用者負担額の変化を17年 9 月30日までと、それから17年10月 1 日からの比較で対比した表でございます。

上段の部分につきましては、厚岸町居宅サービス利用者負担軽減対策に伴います費用の変化でございます。これにつきましては、町単独軽減措置ということで実施をさせていただいている内容でございますが、訪問入浴事業につきましては、要介護 3 の方を例にとりまして、月 4 回利用された場合、どのように変わるかということで比較をしております。利用者負担額が2,876円が4,314円ということで、利用者負担1,438円増加するところでございます。

訪問看護につきましては、要介護 3 の方で月 8 回利用されます方を例に試算をしております。前後を比較いたしますと1,910円の負担増という計算になっております。

次に、通所介護の部分でございます。要介護 1 の方で月 8 回利用される場合の比較でございます。改正前、改正後比較をいたしますと、3,028円の増額でございます。

次に、認知症対応型の共同生活介護でございます。要介護 4 の方で 1 カ月利用の場合、前後で 1 万3,725円の増加ということになる予定でございます。

次に、社会福祉法人等による利用者負担軽減措置、これは国の軽減措置でございます。訪問介護につきましては、要介護 1 の方で備考欄記載の条件でもって計算した場合、改正前、改正後で860円の増加となります。それから通所介護でございますが、要介護 1 の方で月 8 回利用、この場合は3,148円の増加でございます。短期入所生活介護につきましては、多床室月 8 回利用で2,932円の増加ということになる予定でございます。

介護老人福祉施設心和園の場合でございますが、要介護 4 の方で、なおかつ利用者負担段階 2 の場合でございます。年金収入が80万円以下というランクでございますけれども、多床室で 1 カ月利用の場合 1 万1,175円増加という計算になっております。

続きまして、資料 2 をごらんいただきたいと思います。

介護保険制度等の改正に伴います施設及び居住系サービスの利用者負担額の変化ということで、それぞれ利用者負担額、食材料費、滞在費の負担の変化に伴いまして、現在と改正後と比較した数字でございます。短期入所生活介護、いわゆるショートステイの場合でございますが、それぞれ利用者負担段階 1、2、3、4 ということで計算をしております。

利用者負担段階 1 の場合につきましては、7,928円が4,560円ということで、3,368円の

減少になる予定でございます。利用者負担段階 2 の場合は1,372円増加、3段階の場合、軽減制度の対象になった場合、2,932円ということで増加を見込んでおります。軽減制度対象外の場合は、6,552円の増加という計算になっております。利用者負担段階 4 の場合は4,464円増加する、そういう予定でございます。

続きまして、介護老人福祉施設でございます。

これにつきましても、第1段階、第2段階、第3段階、第4段階、それぞれ改正前、改正後で比較をしております。利用者の負担額の増減欄に記載されておりますとおり、それぞれ増加をする、そういう計算が出ております。

それから、同じく3のところでございますが、介護老人保健施設多床室のケースで1カ月利用の場合、要介護4で利用負担段階、それぞれ1、2、3、4の場合でございますが、これにつきましては、高額介護サービス適用後の負担額ということでそれぞれ計算をしております。この場合につきましては、改正前、改正後で1段階の方は変化ございません。2段階につきましては3,300円減と、それから第3段階は1万4,100円増加、第4段階につきましては2万7,360円増加の見込みでございます。

続きまして、介護療養型医療施設の場合でございます。

多床室で1カ月入院というようなケースでございますが、これにつきましても、高額介護サービス適用後を見まして、それぞれ食費、居住費、それぞれ埋めて計算をいたしております。負担段階1の場合は変わりません。80万円以下の年金の場合は、3,300円の減でございます。それから、利用者負担段階3の方、年金額80万円から266万円までの場合が1万4,100円の増加、利用者負担段階4、266万円以上の場合3万9,600円増加というような状況になっております。

続きまして資料3、平成16年度の実績状況でございます。

厚岸町の居宅サービス利用者負担軽減対策、町単独事業でございますが、これにつきましては、訪問看護で延べ利用者1カ月平均、右の欄のみ申し上げますけれども、お二人で軽減対象額それぞれ記載のとおりでございます。利用者負担が2,090円という状況でございました。通所介護につきましては、延べ利用者30人でございます。1人当たり4,059円というような状況になっております。認知症対応型共同生活介護、この部分につきましては、9人ということで2万2,051円の負担という状況になっております。

続きまして、社会福祉法人等によります軽減制度でございますが、訪問介護の場合、延べ平均48人で1人平均1,785円でございます。通所介護の部分では、延べ23人の利用で平均2,270円の負担でございました。短期入所生活介護につきましては、5名の方の延べ利用で、平均1万5,303円の負担でございます。

介護老人福祉施設、これにつきましては、延べ利用者数が20人というようなことで1万8,792円、これが平均的な利用額というような状況でございます。

以上、大変雑な説明でございますけれども、第3回介護保険制度等調査特別委員会におきまして要求ございました資料の内容の説明にかえさせていただきたいと思っております。

- 委員長（谷口委員） それでは最初に、議案第58号 厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

今回は条例が1条でございますので、一括してやりたいと思っております。よろしくお願

します。

では、質疑を始めます。

1 番。

- 室崎委員 この58号に関して、それとほかの条例にもちよつと絡むかもしれませんが、恐れ入ります。

今、資料を出していただきました。この58号参考資料という中に規則新旧対照表というのがございまして、そこにも一部書いてありますよね。これのもうちょっと、いわゆる食材費だけ引っ張りだして、もうちょっと詳しくした資料ということでいただきました。これについてご説明をいただきたいんですが、ざっと見て、これすべて食材費だそうなので、(食費)となっているところは消していいというふうに思います。

それで、見ますと、途中で去年かおとしに業者委託していますよね。それ以前とその後と分けてお聞きしましたが、心和園ショートステイ、それからデイサービスの生きがい配食というのは、徴収している利用者からの料金が変わっていないんです。ところが、今これを見ますと、デイの介護と書いてあるのは介護保険の意味ですが、そのところだけは450円から262円に変わっています。

それで、業者に対して幾ら支払っているのかというところを見ますと、数字が合っているのは、要するに利用者から食材費ですよと言っていて、それを食材費として、今は委託契約していますから、業者に食材費分として払っているのが合っているのはデイの介護保険適用者だけなんです。あとは差額があるんですよ。改正後については、これは今ここに出していただいている資料と全部一致していくものと思いますが、この間の事情、これについてわかりやすくご説明をいただきたいんです。

- 委員長 (谷口委員) 特老ホーム施設長。

- 特別養護老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長 (藤田施設長) まず、心和園の委託前、委託後の780円につきましては、これは3食分でございます、食材料でございます。それから、ショートステイの1,000円でございますけれども、これは食材費プラス220円程度の調理費も、当初このショートが始まったときに加味されたというふうなことでございます。それで、1日3食で1,000円をいただいているという内容でございます。

それで、16年に業者契約して、3食分として心和園では745円お支払いしていますけれども、この内訳でございますけれども、これも3食でございます、朝食が160円、昼食250円、夕食250円、おやつ代が50円という内容になっております。ちなみにデイサービスの方につきましては、これは1食分の単価でございます。

以上でございます。

- 委員長 (谷口委員) 1 番。

- 室崎委員 答弁なっていないから待っていても時間がかかるから、ぼんぼんいきますか

ら。3回制限ないからね。今の答弁なっていないんですよ。今、町長、後ろ振り返って何か指示出していたようだけれども。

ショートステイ、今聞いていると、先ほど豊原課長わざわざ私の席まで来てくれて、これ全部食材費ですと言ってくれたんだけど、今の答弁を聞いていると、食材費プラス調味料と言っていると。そうすると、これは食費というやつじゃないのかな。材料だけではなくてプラスアルファありますよということで説明していただいているんですね。食材費と書いているんですか、それとも。そこを明確にしてください。

それから、あなたの言っているのもって、デイの介護保険と、それからデイの生きがいと、これみんな同じもの食べているんでしょう。配食もみんな同じものだと聞きましたよ。ところがデイだけは、業者委託を行ったときに支払額と同じ262円に変えている。ほかのところは今までどおり。なぜですかと聞いているところは何も答えてないですね。

だから、もう一度同じことを言います。何回も言わせないでくださいね。なぜですか。

●委員長（谷口委員） 特養ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（藤田施設長） 委託後の契約、これ例えば心和園745円という業者との契約でこの単価になっているわけですが、すけれども、ホームと利用者との契約は従来からこの780円で来ていたと、それで業者との契約、これ毎年変わるものですから、その都度改正していなかったというのが実態でございまして、デイサービスにつきましても業者との契約に合わせて利用者とその都度、日々の利用者との契約に基づいてこの金額をやられていたという内容でございまして。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後 2 時52分休憩

午後 3 時45分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（藤田施設長） 大変、不適切な答弁で時間を費やしたことを深くおわびしたいと思います。

平成16年に給食の委託を民間に委託したわけですが、その際の委託した契約額、これを契約前の金額より、ホームでは3食であれしていますけれども、その金額が下がった。当然この時点にあわせて規則を改正して、食材費の分として規則を改めることが適切であったと判断しておりますが、それを行わないまま、規則をそのままにしてその金額を利用者からいただいていたものでございまして、まことに手続上、遺憾であったと、このように思っております。

今後におきましては、10月1日からの改正にあわせた適正な食料費をいただくように

なるわけですが、この間のその不手際を改めてお詫びを申し上げたいと、このように思います。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 貴重なお時間、本当に申しわけございませんでした。私からは、生きがいデイの部分、それから配食サービスの部分につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

平成16年4月1日からの給食委託実施、これに伴いまして、実際にかかる費用との乖離を生じたままというようなことで、私どもは規則に定めます金額そのままをいただくというような運用をしていたところでございます。きちんと連携をとるべきところを事務上きちんとできなかったという点につきまして、まことに申しわけない事態だったなというふうに感じているところでございます。

今後におきましては、あす以降、食費というような形で、それぞれ生きがいデイ、配食サービス等も内容が変わってまいりますので、その時点からきちんと気を引き締めまして運用してまいりたいというふうに考えております。そういうことでご理解を賜ればというふうに存じます。申しわけございませんでした。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 ご理解賜るような話じゃないでしょう。そうすると、その食材費なんだから、いわゆる食材にはこれだけかかっていますから、この分いただきますと言ってもらっていたんでしょ。それが、かつては450円食材でもらって、それでその費用でもってつくって、つくり賃というのは食費じゃないから入らないんですよ。そして提供していたんでしょ。それが業者を入れてぐんと安くなったんだ。262円というのは、割り返せば250円プラス消費税ですね。そうでしょう、恐らく。それでやっていたんだ。

でも、忘れていたというのならみんな忘れていなければならないんですよ。介護保険適用のところだけはちゃんと忘れないでやっているんですね。ほかのところは忘れている。介護保険のところは、これ忘れていたら、どこかお目付の方から言われるところだから忘れるわけにかなかったんじゃないんですか。あとのところは、そういうものがないからということなんですか。

とても今のような話では、これは金銭に関することですからね。それでこの差額、どこにいったんですか。町の雑収入か何かの方に放り込んでいたんですか。それから、払う人は450円かかっていると思って払っているんですよ。だから262円で済んでいたんですね。これは、やはり払っている人は納得しないんじゃないですか。それが、今の話を聞いていると、ちょっとした手続のミスで遺憾であります。遺憾でありますというのは、自分でやった人が言うことではないですよ。よくそういうふうに言う人はいますけれどもね。

それから、今度はちゃんとやるからご理解いただきたい、ちゃんとやるのは当たり前でしょう。ちゃんとやりますというのは、いつも私たちは、皆さんがちゃんとやっ

ると思って話を聞いているんですよ。言いわけの材料にはなりませんよね。どうするんですか、この善後策。はい、すみませんでした。これで終わりですか。

私が今日ここで聞かなかったら、これ10月1日からの適用になって、その改正後というのが、予定によると10月1日からになるんでしょう。あしたから、そうですよね。そうしたらこの話はもうなかったことになったんですか。どう考えているんですか。今のような話では納得できません。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後 3 時53分休憩

午後 4 時00分再開

●委員長（谷口委員）再開いたします。

助役。

●助役（大沼助役） 大変貴重な時間を費やし、申しわけございません。

この心和園ショートステイ、それからデイサービスセンター、それからここに記載の内容について、委員ご指摘のとおり、この運用と申しますか、利用者との契約状況、国保、ばらばらな対応をしまっていたということでございます。委託前の数値をもって現在もその数値のままで食材費という形で規定したにもかかわらず、民間にこの業務を委託したことによりまして、契約金額から割り返した数字がその規則で規定している数値よりももっと安い額になっているという実態でございます。

本来であれば、この契約が成立した段階で規則も同時に改正をして、そのことを利用者に説明を申し上げ、その料金をいただくべきであったということでございますが、これを今、施設長ないし保健介護課長が答弁を申し上げたとおり、これを行わずに従前同様の形でその料金をいただいていた、あるいは規則に規定しているにもかかわらず契約後の下がった料金でいただいていたという部署があるということで、これは適正さをまさに欠いておりました。

この16年4月1日から現在まで1年半にわたりこういうような対応をとってきたということは、これは我々の不手際によるものだというふうに思いますので、これは実費と、それから実際に徴収したお金、徴収させていただいたお金、乖離がある部分は利用者に還付をしたいと。その補正につきましては、次期の議会で上程をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、本当に適正さを欠いた運用をしていたということをおわび申し上げたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 私もちよっときつい言い方をしましたが、そのように計らっていただくと利

用者は大変喜ぶと思います。本当に、つめに火をともしという言葉があるんですけども、大変な状況の中の方が結構いらっしゃるんです。今回また値上げになりますよね、介護保険法が変わって。実質的に負担額ふえます。そういう人が随分います。そうすると、今までヘルパー、週に3回来てもらっていたのを2回にしなければならないとか、デイサービスに週に2回通っていたのを1回にしなければならないとかという嘆きが聞こえてくるんですよ。10円高い、安いが非常にシビアに生活に響く、そういう人たちがこういうものがあって助かるよということを言ってくれているんですね。そういう人たちの苦勞と気持ち、これにこたえるような福祉政策であってほしいと、しみじみ思うわけです。

今の今後に向けての処置というのは理想的であろうと私も思いますので、いろいろな諸般の事情により手続がこういうふうにごろごろあったために迷惑をかけたが、悪かったねという一言をつけて還付をなさっていただければ、それで怒る人はいないと思います。よろしく願いいたします。

それで、もう1点に移ります。

58号なんですけど、資料を見ても非常に難しいんですよ。説明を受けてもなかなかよくわからないんです。それで、的外れかもしれないので、その点はどうかお許しをいただきたいんですが、この今回の介護保険法が変わる、条例が変わるで、何人かの方から不安を持たれた質問を受けたんですが、私自身もわからなくて、それでこれは専門家の方に聞いてくれないかと、役に立たない議員だなというふうに言われたんですが、それは、今まで町の低所得者に対する支援という制度で2分の1の補填がありました。これは、所得税の税をかける基準になる収入額が年間に150万円とか200万円とかというライン以下はこれを適用するよという条件だったように思います。この点違うんなら違うと言ってくださいね。そのまま今回いわゆる補填部分が下がると、4分の1になるんじゃないかね、まず10月からは、町の制度は。ということでもいいのかどうか。

そうすると、今まで100人の人がこの対象になっていれば、今後も100人の人が、基本的にですよ、対象になってその率だけが下がっていくというふうに理解していいのか、それとも10月からはそれ以外にいろいろな条件がそこに、この適用になるためにはというふうに入ってくるのか。どうも新介護保険法によってそういう条件が入ってきて、例えば預金を幾ら以上持っていればだめですよとか、あるいは、これは生活保護のときによく言われる言葉だけれども、固定資産を持っていればだめですよとか、そういうようなものが入ってくるらしいと。それで、わしは今まで2分の1 援助を受けていたけれども、今度はゼロになってしまうと、あんたは該当しないよと言われることになるらしいんだが、私そうだろうかという相談を受けているんですよ、私、何人かから。だけど、私にはさっぱりわからないんです。このあたりどのようなことになるのか。それはただの杞憂だよというのであるならば、その旨を明確に教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

ただいまの厚岸町単独の居宅サービス利用者負担軽減措置対策関係のこれまでの要件と、それから今後の要件の違いのお尋ねでございますけれども、これまでにつきましては、対象者の要件といたしましては、町民税非課税世帯に属する方というだけの条件でございまして、減免率を2分の1という形で進めさせていただいたところでございます。今後それがどのような形になるのかということでございますけれども、委員おっしゃいますとおり、単身世帯につきましては、町民税非課税世帯に属する方ということは変わらないわけなんです、条件がいろいろと出てまいります。単身世帯につきましては150万円以下の収入制限、それから2人世帯になりますと200万円以下、3人世帯ということになりますと250万円というような形で収入制限が設けられる内容でございます。

これは、国の社会福祉法人によります利用者負担軽減制度の内容とリンクする形で進めさせていただこうということで考えているところでございまして、おっしゃいますように、預金などの額につきましても申告といいますか、お示しをいただく、単身世帯で350万円以下であること、それから1人ふえるごとに100万円を加算した額以下であることというような条件がございます。さらには日常生活に供します資産、自分が住んでいます住宅の土地家屋、これ以外の資産がないことというような条件も社福減免の中では出てまいっております。さらには負担能力のある親族等に扶養されていないこと、それから介護保険料を滞納していないことというような条件が加わされる予定でございます。

これによりまして減免がどのように変わっていくかということでございますが、町単独減免の場合、利用者負担段階1の方につきましては、10月1日以降、今年度分につきましては、これまで2分の1だったところを10分の4に下がると、それから利用者負担段階2、3の方につきましては、2分の1が4分の1に変わるというような内容でございます。

以上でございます。

●委員長（谷口議員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 今までも介護保険委員会で、こういうふうに変えようというような話はあったんですけども、こんな話は聞いた覚えがないんですね。介護保険法の方を変えようというところで、負担段階どうのこうのとかがといういろいろな話は聞いたんですけども、町が単独で行っている条例に基づくところのこういうものについても、あなたの方では説明していませんか。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 9月13日開催いただきました第3回介護保険制度等調査特別委員会の中で、この内容につきましてご説明申し上げたというふうに考えておるところでございまして、それぞれ町単独減免、それから社会福祉減免、この2つを対比させながらご説明申し上げておるところでございまして。そういう点でご理解を賜りたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 おれの方はちゃんと言っているが、おまえの方がちゃんと聞いていないんだと、そういうことなんですね。それでは、聞いていないこっちが悪かったと、理解できていなかったということで、改めて我が身の不徳のいたすところを感じるわけでありませんが、それでお聞きしますが、これによって今までこのいわゆる低所得者層に対する手当てから漏れていく人、現在まで10分の5、2分の1だった時代にはこの制度の適用があったけれども、今回10月1日から制度が変わって要件が非常に厳しくなったので、それによって、はい、あなたは適用外ですよってのはじかれていく人はどのぐらいいるんですか。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

社会福祉法人等によります軽減措置の見直しで軽減対象から外れると思われま方は、現段階では19人程度と予測しておりますし、町単独減免の関係で減免対象から外れる方につきましては、現段階で13人程度ではなかろうかというふうに予測しておりますのでございます。

なお、申請書をいただきまして、内容を十分審査をさせていただく中で適切に対応してまいりたいと考えております。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 社会福祉何とか減免というのは国の制度ですね。現在も、そうすると条件は、何か略して社福減免とかいうそうで、ちょっとそういうふうに言わせてもらいますが、これは社会福祉何とかかんとかに基づく減免という国の制度の意味ですが、現在も条件は、社福減免に合わせて町の条例というのは来ていたんですか。そこのところ、まず確認しておきます。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 厚岸町居宅サービス利用者負担軽減措置対策費交付規則ということで規則を設けているところでございますが、対象者の要件につきましては、これまで全く社会福祉法人等によります減免制度と同様の内容で実施してまいってきております。同じ考え方で今後もリンクさせてやっていきたいというように考えているところでございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 国はどんどんと要件を厳しくして、低所得者層の救済に関しては、うたい文

句だけは物すごくいいんだけど、実質的には余り役に立たない制度だけをぼんぼんと紙の上に並べていくというのは、これはだれしもがやっているところですよね。厚岸町もほいほいと言って、それに倣うわけですね。

今ちょっとその前に話が出たように、まさに非常に生活が困窮しているという層の人たちにとっては、この町が持っている単独のこの減免制度というのは非常にありがたいわけですよ。ただこれも、今のような状態では2分の1補助というのはなかなかできないということで、段階的にこれを落としていかざるを得ないということは前にも議論になりましたね。そのときは、その話だけで終始していたんですよ。何段階だかで落としていって10分の1まで持っていきますっていうね。ところが実際にちょっと気がついてふたを開けてみたら、適用者をぼんぼん排除していくというようなものが裏に張りついていた。これは厳しいですね。その点は福祉担当としてはどういうふうに考えていますか。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） これまで2回の特別委員会の中で、それぞれご説明をさせてまいっているところでございますけれども、委員おっしゃいますように、この町単独減免につきましては、平成17年度10月から見直しをさせていただき、そして内容につきましては、先ほど申し上げたような内容でございますけれども、18年度につきましては、負担段階1の方については10分の3に、それから19年度については10分の2と、そして20年度については10分の1、また負担段階2、3の方につきましては、18年度10分の2、それから19年度10分の1.5、20年度10分の1というような形で緩やかに引き下げを図ろうというようなことで、ご議論をいただいたところでございます。

この町単独減免につきましては、町の財政、大変厳しい状況の中で、単独施策を見直しせざるを得ないような状況まで来ているというようなことで、見直しの議論をお願いしたところでございますが、担当といたしましては、大変この件につきましてはつらいものがございます。しかしながら、町財政との関係を考えますと、見直すべきものを見直す必要があるのかなというような内容でございまして、その点をご理解をいただければというふうに考えるところでございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 担当者の苦衷はわかりますが、ここで私と課長さんが手を取り合って泣いてもしようがないんです。浪花節はこっちに置いて、最後にもう一つだけお聞きしますが、社福減免で19人今回はじかれるだろうと、それから町単独減免で13人はじかれるだろうと、これ総体のうちの何割かというのを聞くのを忘れていたんですよ。それで、何人中19人がはじかれるのか、何人中13人がはじかれるのか、これをお聞きしておきます。

それから、今、担当者としては大変つらいという話がありましたが、要するに全体のお金が減ってくれば、必要なものには張りつけるけれども、必要でないものからはがしていかなければならないということですから、必要であるかどうかということの判断

がこういう形であらわれているというだけのことで、これは仕方がないと、そういうことになりますでしょうね。

それから、規則ですから、議会の承認案件も何も要らないんですから、これは仕方がない、そういうことで数字だけお答えいただきます。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

社会福祉減免につきましては、現在のところ申請ございますのが140人でございます。そのうち19人程度が対象外となるのかなと考えております。それから、町単独減免の部分でございますが、これにつきましては、これまでの申請者81人でございます。そのうち13人の方がこの対策から外れる、そのように考えているところでございますけれども、ただ、それぞれお持ちになっております貯金の額だとか、あるいは所得の状況等々、先ほど言いました内容でもってきちんと審査をいたしますと、多少の増減はあるだろうなど、ここまでの厳しい内容をすべて見込んでシミュレーションしているというわけではございませんので、多少の変動はあるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

8番。

●音喜多委員 1番議員さんがお聞きになった、さきのデイサービスとショートの関係のお金の関係で、厚生文教常任委員会については現地で何やらお話の中でお伺いしているようで、そのことが今回判明したというか、そういったことでは、私ども全然そういった状況にあるということは知らなかったというか、所属が、委員会が違いますし、そういった状況を今回初めて知りまして、そういうことが本当にあるのかなと。

素人的にも見て、預かったお金と払うお金の差額、最初にそれが出てくるわけだと思わうんですね。いわゆる480円いただいて262円業者に払ってと、その間の差額というか、処理というか、それはどういう方法になっていたのか。それは、素人的に見てというか、私ども普通に考えて疑問視せざるを得ないんですが、この扱いについて何らかからくりというか、そういう仕方があるのかどうか。

それから、今後補正して返すということでございますが、当然きちっと人数、あるいは氏名、それははっきりしているんだろうと思います。当然ながら受ける以上はそういう対象者というか、その申請サービスを申請された方の控えというのがきちっとあるだろうからそれで返すということになるんだろうと思いますけれども、細かい数字では要らないんですが、何人程度を対象にそういうことになるのか。

それから、今お話しされておりました減免処置の関係について、町独自の軽減処置で居宅サービスと社協の、現在のところは、今まで今年の9月30日、いわゆる今日まで引張ってきているのが対象者が81人と140人、で、このだんだん高齢化の中でこれで消えるというわけではないわけですね、逆に。お年寄りの方が、そしてそういう対象者がふえ

てくるというふうに考えざるを得ないのではないかと私は思うんですよ。そうすると、この救済処置というか、もっともっと厚岸町としては真剣に考えざるを得ないというか、今言われているように国の施策だからそうせざるを得ない、あるいは町の財政的事情からすればやむを得ないという言い方をされていますが、この町に住んでいくお年寄りで生活の非常に厳しい方々はまだまだふえていく、そう予測というか、私はそのような気がしてならないんですが、今ある現在の数字から、これはふえていくと思いますか、それともだんだん減っていくというか、年齢とともに減っていくというふうにシミュレーションされているのか、その辺はいかがですか。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

前段の食費としていただいた部分の差額の関係でございますが、差額の保管ということではなくて、食費としていただいた部分をそのままそっくり町の歳入に入れてしまうという状況でございます。どこか別の場所に保管するという形ではございません。

それから、補正対応等々の関係でございますけれども、期間が1年半というようなこともございますので、どなたが利用されていたのか、そこら辺の特定につきましては容易であるというふうに考えておりました。今後、次の補正対応までの間に作業をしっかりとらせていただきまして、それぞれの方々のそれぞれの還付額、明確にしていきたいというふうに判断しているところでございます。

なお、この人数につきましてどれくらいかということでございますが、配食サービスを利用される方々につきましては、粗い数字でございますけれども、現在のところ20人程度ではなかろうかと。それから、デイサービスの利用者につきましても、これも年間でございますけれども、20人程度かなというふうに推測しているところでございます。短期間のうちにしっかりと特定をさせていただきたいというふうに考えております。

それから社会福祉減免、それから町単独減免の関係でございますけれども、対象者の今後の見込みでございますが、社会福祉法人等によります減免制度につきましては、これ管内的にはそれほど多くの町でやられているわけではございません。それを今回の法律改正に伴いまして、国の方ではできる限りすべての社会福祉等の法人等の関係施設でこの減免制度を行うべきだというようなことで、それぞれ通達が出ているわけでありまして、これまで厚岸町民が利用されております管内のほかの町の施設、何人かいらっしゃるわけでございますが、そういうところの社会福祉法人減免の適用者、これはふえてくるだろうというふうに考えております。

また、町単独減免、この部分につきましても、それぞれの年金額、あるいは所得額、それから貯金の額との兼ね合いというのが一番のポイントになってくるのかなと思っておりますが、この部分につきましては、はっきりとした根拠を持って今お答えできるような状況にはないわけではございますけれども、確かに高齢者が今現在、高齢化率25%という厚岸町でございます。この中で、今後も緩やかに高齢者が増加をしていく、そういうような見込みをしているところでございまして、そういった意味から考えますと、やはり同じように緩やかな上昇といえますか、そういう傾向があるのかなと現段階では考えて

いるところでございます。

以上でございます。

●委員長（谷口委員） 8番、音喜多委員。

- 音喜多委員 そのお金の扱いについて、一切合財含めてすると、町の歳入に一括入れてしまうというやり方であるというふうに今言われましたが、何と大ざっぱというか、その辺のところでは気がつかないものなのかなと、その差額が生じている、入ってくるのはというか、足りないよりもいいのかもしれないけれども、なぜこういう現象になるのと普通ならば考えますけれども、そういうお金の扱いについて大ざっぱ過ぎるというのか、慢性化しているというのか、ちょっと素人的には一般では考えられない扱いをしてきたんだと、そう言わざるを得ない。特に、こういう普通の工事費やそういったものと違って、いわゆる扱っている部署が限られている中で、どういうものと一緒にされていたのか知らんけれども、今まで扱った状況についてもう一度詳しくお話しください。

それから、今言われた町独自のと社福の関係について、そうすると今回、国はもうこれを10分の1まで下げるということですから、非常に個人負担というか、それは出てくるわけですね。今、逆にそういう対象者がまた緩やかにふえてくるということになると、これは、それこそ別な対策を考えなくてはいけないというか、厚岸町にお年寄りも、あるいはそういった方々も住んでいただくためには厚岸町独自というか、できるものならばそういうお年寄りに温かい施策を、新たな発想でもって考えていかなければいけないのではないのかなというふうにつくづく思います。

いずれにしても、そういう方向というか、厳しくなるし、あるいはその対象者がふえてくる、そういう時代というか、そういうことを迎えるこの地域というか、そういう状況の中で、現在のところは何のすべもないというか、平成20年には再度見直しをかけるというか、21年の3月31日までに4回目、今回含めて見直しをかけるようでございますけれども、それらに対する、その時点までこのまま様子を見ていくというだけに限ってしまうのかなと思うんですが、その辺は担当者としてはそうせざるを得ないというふうな考え方ですか。その辺の所見を伺います。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） 食材料費の関係でございますけれども、利用者の負担分として一括いただくわけございまして、それをまとめて町の金庫の方に引き継ぐというような流れでございます。その段階では、1人1人の歳入と委託料等との照合と申しますか、そういう形にはならないわけございまして、歳入は歳入で扱わせていただくと、それから支出の部分につきましては、委託料というような形で支出伝票を処理していくというようなことで、それぞれ作業が別々のルートで行われる、そういうような町の会計上のシステムでございまして、そういうところでなかなかこの部分の整合性といえますか、突合するといえますか、そういうような作業はなかなかでき得ない。それが実態でございます。

何よりも、その原因といいますのは、その前段のところ、私どもきちんと連携をとりながら、委託料が確定した段階できちんと規則の方の改正まで意を用いるべきだった、そういうところが一番大きな問題でございまして、そここのところにつきましては、担当する者として本当に恥ずかしい、そういう思いでいっぱいでございます。

そういうこととございまして、いただく段階ではなかなか総合チェックといいますか、そういう形には、具体的に調定をしまして請求書をお送りしてお金をいただいた、その中ではチェックが難しい状態でございます。

それから、国の減免制度、それから町の減免制度の関係でございます。

町の減免制度につきましては、委員さんおっしゃられたとおりでございますが、国の減免制度につきましては、あす以降どういうことになるのかということにつきましては、前回の特別委員会の中でお話しさせていただいているところでございますけれども、これまで利用者負担額が2分の1だったというのが、利用者負担段階1の方は2分の1そのまま据え置かれるわけでございますけれども、利用者負担段階2、3、そういうランクの方につきましては、減免率が4分の1ということで、今後3年間続くというような流れになっております。その後、国の方がどのように改正するのかということはございますけれども、介護保険の3期の期間の中では、この減免率でもって動いていくというふうに考えております。

また、委員ご提案の別な独自の軽減対策というようなこととございまして、どうしても町の財政との兼ね合い、そういうようなことがネックになるわけとございまして、この中でどのようなものができるのか、なかなか難しいものがございまして、平成20年度までの状況をつぶさに見ながら、この町独自の制度が改善できるのか、あるいは廃止の方向に行くのか、そういうようなことを含めながら20年度の中で見直しの結論を出ささせていただきたいというような状況とございまして、なかなか別な制度を町独自でつくるといことは、現段階では難しいものがあるなというふうに考えているところでございまして。

●委員長（谷口委員） 8番、音喜多委員。

●音喜多委員 収入役にお聞きになるか、ほかになるか知りませんが、今、会計制度そのもの、厚岸町の、例えば保育料だとか、ほかの使用料だとか、負担金だとかそういったものは、すると一括して入って、その中から出しているという形で、そのおのおのというか、その事業所、あるいは個別的なものについては全くチェックできないと。今のよう状況、デイあるいはショートで起きたそういう材料費の関係を含めて、これを例にとれば、保育料だとかそういったもの、個々のそういったチェックは全く機能していないとか、そういう発見はできないとか、防ぐことはできないと。一括して保育料なら保育料を受けて、その中からかかる経費とかそういう扱いをしているだろうから、おのおののそういう個別的な収入のあれが正しいのかどうかということ、厚岸町の今の会計制度では全くできないというふうに理解しているのかどうか。

●委員長（谷口委員） 収入役。

- 収入役（黒田収入役） それでは、ご指名でございますので、私の方からお答え申し上げます。

こういう町の、例えばAさん、Bさんに対して施設を利用したその債権を確定するというのは、いわゆる調定ということなんですが、例えば支出で業者の皆さんと委託業者、給食の委託業者、今回の場合でありますと、その方と契約をして、その経費が実費収入となると、今度歳入の根拠になって、それがAさん、Bさんに対しての債権、町が債権を得るというその確定を得て、その経費をもとに実費収入ですから納入通知を出すと、それが各それぞれの担当原課の、いわゆる財務規則上は歳入徴収者というその担当原課の仕事でございまして、それらの支出と歳入のそのバランスを出納収入役サイドでチェックをするというのは、ちょっと今の日々収入の個票をチェックしている、そして指定金融機関で一括して収入、支出集まってくる、それと日々の出納票と個々の収入関係のチェックはしますけれども、個々の収入の1人1人の根拠が支出に基づいてどうなっているのかという債権の確定段階、調定段階、それらは収入役サイドの段階では、申しわけございませんがチェックできない。あくまでも、担当原課のそれは仕事であるということが言えようかと存じます。

- 委員長（谷口委員） 他にございませんか。

16番、竹田委員。

- 竹田委員 わからないからちょっと恥ずかしい質問になるかもしれないんですけども、お聞きしますけれども、委託されて安くなったと、差額が計算すれば188円という形になっているんですけども、この委託して利益を得た形になりますよね、一たん、町としては。今回それを返納するという形なんですけれども、利益を生じるということがいいのかだめなのか、業務として。一つのこれはものをつくって、相手側に売るということは一つ業だと思うんですよね。その業に対して町として利益を発生したと、委託することによって、1人当たり188円、1回当たりですね。それが適切なのか不適切なのかということに関しては、どうなんですか。

それと、20人程度いるということなんですけれども、1人当たり、返納するということによって返納額が大体どのぐらいの額になるのかわかれば、わからなければいいです。ちょっとすみません。

- 委員長（谷口委員） 助役。

- 助役（大沼助役） 利益を得ることはどうなのかということでもありますけれども、基本的に、これにかかわる費用というのは実費相当額を定めるというふうになっております。利潤を得るという目的で定めているものではないものですから、この場合は利益を得るということは適当ではないのではないかというふうに考えます。

それから、還付させていただきたいということで、1人当たりの還付額、これは個別にちょっと実際に当たってみないと、例えば1,000円でいただいていた方たちも、実際に

先ほど言いました減免措置を受けておられる方がおります。個々ばらばらでありますので、1人当たりのというのはちょっと精査をしなければ数字は出てこないということで、ご理解をいただきたいと思います。

- 委員長（谷口委員） 本会議時間延長のため、暫時休憩いたします。

午後 4 時51分休憩

午後 4 時53分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。
他にございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ質疑を終了いたします。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
次に、議案第59号 厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。
質疑ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
次に、議案第60号 厚岸町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。
質疑ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了しました。
よって、第4回介護保険制度等調査特別委員会を閉会いたします。

午後4時55分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成17年9月30日

平成17年介護保険制度等調査特別委員会

委員長

